

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
7月29日
(火曜日)

目次

規則
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(港湾課)……………一
告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(農村整備課)……………一
保安林予定森林(森林整備課)……………二
公告
平成二十年度採石業務管理者試験の実施(新産業振興課)……………三
肥料の登録(農業振興課)……………四
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………四
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………五
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)……………五
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………六



山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

山口県規則第五十八号

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第三十八号)の施行期日は、平成二十年八月一日とする。



山口県告示第三百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、広域営農団地農道整備事業阿武北二期地区道路新設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

一 広域営農団地農道整備事業阿武北二期地区道路新設工事

(一) 工事場所 萩市大字弥富下字突抜地内

(二) 工事の概要

構	造	延 長	道 路 幅 員
鋼製ラーメン栈道		一三〇・〇メートル	七・〇メートル (車道五・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年七月二十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩農林事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年七月二十九日から同年八月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩農林事務所（電話〇八三八―二二―四八〇〇）にすればよい。

山口県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する予定である。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町青景字隠館三三九の三、三四〇の二、三四一の六から三四一の九まで、三四一の一五、三四一の一九、三四一の二〇、三四一の二三、三四一の四四から三四一の四六まで、三四一の六一、秋芳町別府字田代口第一一〇五〇、字おも河内一〇九二の一、字鳥居ケ原一〇二の一、字権現山二〇七九の九、字河原上二〇八二、二〇八八の七、二〇九二、二〇九二の四九、二〇九二の五九、二〇九三、二〇九三の一、二〇九四の一、二〇九六、字滝ケ迫二〇八三、二〇八三の一、二〇八三の二、字鳥居ケ迫二〇九一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊北町大字粟野字前ノ平一三三、字高迫一三三三の二、字森ケ浴一三四の一、一三四の二、一三五、字迫ノ甲一四一の一、三三五の一、三三六、三三七、二四〇八の一、二四〇八の二、二四二二、字中見山一四五の二、字ナメラガ浴一四七の二、字水ケ浴一五三、字市之瀬三三二、二四二二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(三) 平成二十年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

- 一 試験の日時

平成二十年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
 - (一) 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）
 - (二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間

平成二十年九月十日（水曜日）から同年十月一日（水曜日）まで（郵送の場合は、十月一日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県商工労働部新産業振興課
七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの）を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課（電話〇八三―九三三―三二五五）にすること。

(三二八) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者 氏名	住 所
山口県生 第五六六号	平成二〇、 四、二一	消石灰	肥料用六五・ 〇 消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	津久見トク 工業株式会社 元町六番七号	大分県津久 見市合ノ

(三一九) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者 氏名	住 所
山口県生 第四八九号	平成二〇、 五、一二	炭酸カルシウム 肥料	五三・〇炭酸カ ルシウム肥料	アルカリ分 五三・〇	り 公定規格のとお	美祢市伊 佐町伊佐三 三六二	宇部市大 字小串一九
山口県生 第四九〇号	" 三〇	"	肥料用五三・ 〇 炭酸カルシウム	アルカリ分 五三・〇	"	宇部マテ リアルズ 株式会社	宇部市大 字小串一九
山口県生 第五一七号	" 六、一八	消石灰	七〇・〇顆粒消 石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	"	"
山口県生 第五二七号	" 四、三〇	副産石灰肥料	粒状ミネラル G	アルカリ分 四〇・〇	公定規格のとお り	アサヒミ ネラル工 業株式会社	広島県呉 市昭和町一 番一号
山口県生 第五四六号	" 五、一二	消石灰	防散消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	宇部マテ リアルズ 株式会社	宇部市大 字小串一九 八五

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(三三三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年七月二十九日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

長門市

寒山地区
ため池の整備

平成一七、五、二七

平成二〇、五、二六

平成二十年七月二十九日印刷
平成二十年七月二十九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)